

非常変災時、その他緊迫事態における非常措置について

- 1 滋賀県のいずれかの地域に「暴風を含む警報（暴風警報・暴風雪警報）」または「特別警報」が発令された場合

ア 生徒の登校以前

(1) 始業時刻について

- ① 午前6時において「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令中の場合は、生徒は自宅待機とします。
- ② 午前10時までに「暴風を含む警報」または「特別警報」が解除になったときは、無理をしないで登校させてください。それ以降の授業をします。

(2) 臨時休業について

午前10時において、なお「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令中の場合は臨時休業とします。

イ 生徒の登校以後

「暴風を含む警報」または「特別警報」の発令前であっても、気象情報や交通事情に応じて教育活動（部活動等を含む）を停止せざるを得ない場合は終業（下校）時刻を早め、下校を指示します。

2 その他

- (1) 臨時休業の場合の振替授業については後日連絡します。臨時休業となった次の日の授業（定期考査を含む）はその正規の曜日の授業となり、順延はいたしません。
- (2) 居住地域に避難勧告や避難指示（警戒レベル4）以上が発表されている場合は登校させないでください。公欠扱いとします。
- (3) JR等公共交通機関の遅延等は公欠扱いになります。
- (4) 生徒自らが災害発生時における居住地域や通学経路等の状況を把握し、災害に対する確な判断ができるように日頃からご家庭でご指導ください。